

消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第8号

消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則

消費生活協同組合法施行細則（平成12年岩手県規則第56号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(決算関係書類等の提出の延期の承認申請) 第25条 省令第248条第2項の承認を受けようとする者は、別に定める様式による決算関係書類等の提出の延期の承認申請書を提出して行わなければならない。	(決算関係書類等の提出の延期の承認申請) 第25条 省令第248条第3項の承認を受けようとする者は、別に定める様式による決算関係書類等の提出の延期の承認申請書を提出して行わなければならない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。